9　「調整後税額控除可能額（(17)と(22)－(34)のうち少ない金額）　(35)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「(22)－(34)」の金額が０に満たない場合には、当該金額を０として計算すること。

(2)　租税特別措置法第42条の４第８項第６号の規定の適用がある場合には、「(17)と(22)－(34)のうち少ない金額)」とあるのは、「(17)と(22)－(34)のうち少ない金額)＋(29)」として計算すること。

別表六(九)の表中

<table>
<tr><td rowspan="4">当期税額基準額の計算</td><td rowspan="3">令和５年３月31日以前に開始する事業年度の場合</td><td>(7) ＞ ８％又は(7) ＞ 9.4％の場合</td></tr>
<tr><td>(9) ＞ 10％の場合の特例加算割合
$((9)-\frac{10}{100})\times 2$
（小数点以下３位未満切捨て）
（0.1を超える場合は0.1）</td></tr>
<tr><td>基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合
（別表六(十一)「11」）</td></tr>
<tr><td colspan="2">当期税額基準額
(14)×((15)、(0.25＋(16))又は0.25)＋(17))</td></tr>
<tr><td colspan="3">当期税額控除可能額
((13)と(18)のうち少ない金額)</td></tr>
</table>

を

<table>
<tr><td rowspan="4">当期税額基準額の計算</td><td rowspan="3">令和５年３月31日以前に開始する事業年度の場合</td><td>(7) ＞ ８％又は(7) ＞ 9.4％の場合</td></tr>
<tr><td>(9) ＞ 10％の場合の特例加算割合
$((9)-\frac{10}{100})\times 2$
（小数点以下３位未満切捨て）
（0.1を超える場合は0.1）</td></tr>
<tr><td>基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合
（別表六(十一)「11」）</td></tr>
<tr><td colspan="2">当期税額基準額
((14)＋(別表六(十二の二)「９」))×((15)、(0.25＋(16))又は0.25)＋(17))</td></tr>
<tr><td colspan="3">当期税額控除可能額
((13)と(18)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「24」、「27」又は「29」)</td></tr>
</table>

に改め、同表の記載要領第１号中「受ける場合」の次に「(当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同項第２号に規定する他の事業年度において同条第４項の規定の適用を受ける場合を含む。)」を加え、同第11号中「当該事業年度」の次に「(通算子法人である租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度)」を加え、同表の記載要領に次の１号を加える。

5　「当期税額控除可能額（(13)と(18)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「24」、「27」又は「29」)　(19)」の欄は、当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には「(13)と(18)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(九)付表「24」、「27」又は「29」)」を消すこと。

別表六(九)の次に次の１表を加える。